

# 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（1）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種の分類	特例臨時接種	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>B類疾病の定期接種</b>
法令上の根拠	感染症法等改正法附則第14条第1項の規定により、予防接種法第6条第3項の接種とみなして実施	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>予防接種法第5条第1項</b> <small>（B類疾病の位置づけについては、予防接種法施行令第2条の改正で対応予定）</small>
目的	重症化予防のため	季節性インフルエンザの定期接種と同様 重症化予防のため
接種事務の区分	第1号法定受託事務	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>自治事務</b>
対象者	生後6月以上の者 <small>※ 大臣指示（令和5年11月1日）より</small>	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>1. 65歳以上の高齢者</b> <b>2. 60～64歳で重症化リスク<sup>（※）</sup>の高い方</b> <small>※ 範囲は季節性インフルエンザの定期接種と同じ</small>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（２）

	現在（令和５年度秋開始接種など）	令和６年度から
接種期間、回数	期間：令和５年９月２０日から 令和６年３月３１日まで 回数：１回 ※ 手引き（第２１版）より	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>年に１回、秋冬を想定</b>
接種勧奨の有無	あり ※ ただし、６５歳未満の者（心臓等に慢性機能障害を有する者等を除く）に対しては、なし	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>なし</b>
対象者の努力義務の有無	あり ※ ただし、６５歳未満の者（心臓等に慢性機能障害を有する者等を除く）に対しては、なし	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>なし</b>
接種の場所 （住所地外での可否）	原則住所地内だが、住所地外での接種も可	季節性インフルエンザの定期接種と同様 <b>原則として住所地内</b> ※ 自治体間で相互乗り入れする場合には、都道府県内等の広域で接種可能
実施医療機関との契約	全国知事会と日本医師会での集合契約	季節性インフルエンザの定期接種と同様 ・ <b>原則は、市町村と医療機関との個別契約</b> ・ 左記集合契約は終了する

# 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（3）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
使用するワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイザー社、モデルナ社、武田社、第一三共社</li> <li>1バイアルの回数 6回など製品ごとに決まっている</li> </ul>	<p>一般流通の状況については今後お示しします</p>
財源	全額国費で負担	<p>&lt;B類定期接種では&gt;</p> <p><b>市町村負担（3割交付税措置）</b></p>
自己負担	なし	あり
医療機関の接種単価	国で一律に接種単価を決定	市町村と医療機関で額含め調整し、契約

交付税措置等については  
予算編成過程において検討中であり、  
追って年末開催予定の次回説明会でお示しします

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（４）

	現在（令和５年度秋開始接種）	令和６年度から
接種券の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の手引きで様式を提示</li> <li>VRSで読み込むためのバーコード付き</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>送付可否は各市町村のご判断（様式自由）</b></p>
予約システム	<p>市町村で予約システムを整備している地域もある。</p>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>市町村での予約システムは原則不要。</b> 予約受付については、医療機関等が、ワクチンバイアルの回数やこれまでの予約方法等を考慮の上、ご判断。</p>
予診票の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の手引きで様式を提示 (接種券一体型。又は接種券部分を削除したもの)</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>定期接種実施要領で様式をお示しする予定</b></p>
予防接種済証	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種を受けた者に交付</li> <li>シールを貼り付けて対応</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>定期接種を受けた者に交付。</b> <b>様式：施行規則の様式第１号</b></li> <li>任意接種を受けた者には、特に無し</li> </ul>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（5）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
予防接種証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの特例臨時接種を受けた者からの求めに応じて、交付</li> <li>・ 交付方法：市町村窓口、接種証明アプリ、コンビニ交付</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種では、証明書の発行の必要はない。</li> <li>・ 令和5年度までの接種記録分の発行方法は、<b>接種証明アプリとコンビニ交付を停止し、市町村窓口のみとする</b>予定。</li> </ul>
接種の記録、実績把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VRSを活用</li> <li>・ VRSにデータ登録されれば予防接種台帳とみなす（別途予防接種台帳への接種履歴の反映も可能）</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>VRSは使用しない</b></li> <li>・ <b>予防接種台帳を活用</b></li> </ul>
VRSの扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種記録を入力</li> <li>・ 接種記録を閲覧</li> <li>・ 予防接種証明書の発行</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種記録の新たな入力は<b>不要</b></li> <li>・ 令和5年度までに接種した分の、 接種記録の入力 接種記録の閲覧 予防接種証明書の発行 の機能は引き続き活用可能。</li> </ul>



## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（6）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種記録を本人が確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナポータル</li> <li>・ 接種証明アプリ</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度以降は季節性インフルエンザと同様にマイナポータルでは閲覧不可、接種済証の発行は可能。</li> <li>・ 令和5年度までの接種記録はマイナポータルで引き続き確認可能。接種証明書<small>の窓口発行も引き続き可能。</small> <small>（接種証明アプリは停止予定）</small></li> </ul>
接種記録書	接種済証の持参を忘れた被接種者に対して、接種の実施機関が交付	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>定期接種では、接種記録書の発行の必要はない。</b></p>
接種体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで職域接種等を実施。</li> <li>・ 高齢者施設や基礎疾患を有する方が入所する施設での接種体制を確保。 <small>※手引き（第21版）より</small></li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>定期接種実施要領</b>（14医療機関以外での接種）を参照</li> <li>・ 職域接種は、特に予定無し</li> </ul>
接種費用の請求、支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地内接種分は、医療機関が市町村に直接請求し、支払い。</li> <li>・ 住所地外接種分は、国保連が代行。</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p><b>方法については市町村のご判断</b></p> <p><small>（医療機関と市町村で直接やりとり、都市医師会経由で医療機関と市町村がやりとり、など）</small></p>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（7）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
接種間違い報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大なものは都道府県経由で速やかに、</li> <li>・ 他については都道府県で前月分をとりまとめて15日までに、厚生労働省へ報告</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種分：季節性インフルエンザの定期接種と同様の、頻度や様式</li> <li>・ 任意接種分：特になし</li> </ul>
副反応疑い報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アナフィラキシー等の症状について、医療機関がPMDAを通じて厚生労働省に報告</li> <li>・ 方法は、平成25年通知による。なおコロナ専用FAX番号あり。</li> </ul>	<p>方法：季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告方法は、平成25年通知による</li> <li>・ 定期/任意接種ともに同様の報告</li> </ul> <p>内容：一部検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告対象の症状は、特例臨時接種での対象症状も踏まえ検討中</li> <li>・ 専用のFAX番号の扱いも検討中</li> </ul>
健康被害救済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種法に基づき、A類・臨時接種の枠組みで実施、市町村が給付。</li> <li>・ 給付に要する費用、市町村の調査会費用は国費補助。</li> </ul>	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期接種分：予防接種法に基づき、B類の枠組みで実施、市町村が給付。</li> <li>・ 市町村の調査会費用も、定期接種同様の扱い。</li> <li>・ 任意接種分：PMDA法に基づきPMDAが実施。</li> </ul>

## 現行の特例臨時接種と来年度の定期接種の比較（8）

	現在（令和5年度秋開始接種）	令和6年度から
ワクチンの配分	国が一括してワクチンを調達し、各自治体でワクチン配分の調整、配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンは市場で流通、各自治体または医療機関が各々調達</li> </ul> <p>= ワクチン配分・調整業務はなくなる</p>
針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグの配分	針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグについても、同様に国で調達して配布	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、接種機関が各々調達</li> </ul> <p>= これらの配布はなくなる</p>
V-SYS	主にワクチン配分で活用	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <p>ワクチン配分・調整業務がなくなるので、V-SYSも使わなくなる</p>
集団接種会場	集団接種会場を設置している地域もある	<p>季節性インフルエンザの定期接種と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個別接種</li> <li>・集団接種を実施するかは各自治体のご判断</li> </ul>
補助金関係	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和5年度末で終了（P25～）